

鎌倉市告示第 274 号

固定資産の価格等の登録

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により固定資産の
価格等を固定資産課税台帳に登録しました。

令和 7 年（2025 年）3 月 28 日

鎌倉市長

松尾

崇

